

関係事業主様

北海道労働局長登録教習機関  
登録番号 北労衛教第4号  
(公社)北海道労働基準協会連合会  
岩見沢支部  
(岩見沢労働基準協会内)

## 有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法14条(安衛施行令第6条22号、有機則第19条)では、屋内作業場又はタンク、船倉若しくは抗の内部その他の厚生労働省令で定める場所(有機則第1条)において安衛施行令別表6の2(次頁参照)に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤が5%を超えて含有する物を含む)を製造し又は取り扱う業務に係る作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、有機溶剤作業主任者を選任し当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

次の特定化学物質の取扱業務については、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません



エチルベンゼン等(塗装業務)  
一・ニ・ジクロロプロパン(洗浄・払拭業務)  
クロロホルム(有機溶剤業務)  
四塩化炭素(有機溶剤業務)  
1・4-ジオキサン(有機溶剤業務)  
1・2-ジクロロエタン(有機溶剤業務)  
ジクロロメタン(有機溶剤業務)  
スチレン(有機溶剤業務)  
1・1・2-テトラクロロエタン(有機溶剤業務)  
テトラクロロエチレン(有機溶剤業務)

### 1 講習日時及び講習時間

※ 講習科目の順序は変更の場合があります。

実施日(曜日)	時間	科目(講習内容)	時間数
平成30年 6月6日(水)	8時50分～16時35分 (休憩時間含)	作業環境の改善方法に関する知識	4時間
		保護具に関する知識	2時間
平成30年 6月7日(木)	9時00分～17時10分 (休憩時間含)	有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識	4時間
		関係法令	2時間
		学科修了試験	1時間

※修了試験を行い、合格者に修了証を後日交付します。

### 2 講習会場

イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町南1番地7)

### 3 講習料

13,844円(消費税込み)

内訳:受講料11,900円、テキスト代1,944円

### 4 使用するテキスト

有機溶剤作業主任者テキスト(第6版)

### 5 申込み要領

受講申込書に、講習料、写真2枚を添えて、協会窓口を持参または現金書留でお申し込み下さい。(※振込み希望の場合は、ご連絡下さい)

### 6 写真について

写真2枚(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの  
(※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限る)



7 締め切り

平成30年 5月31日(ただし期日前でも定員40名に達し次第締め切ります)

※会員事業場は、電話で先行予約可能

8 留意(注意)事項

欠席の場合の講習料は、講習前日までに連絡がないときは、返金できませんので、ご了承願います。

申込み・  
問合せ先 〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階  
岩見沢労働基準協会内  
公益社団法人北海道労働基準協会連合会岩見沢支部  
TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

(注) 有機溶剤技能講習→本年度次回開催予定は有りません。



別表第六の二 有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 一 アセトン                        | 二十八 一・ニ-ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン)  |
| 二 イソブチルアルコール                  | ※ 二十九 ジクロルメタン(別名二塩化メチレン)      |
| 三 イソプロピルアルコール                 | 三十 N・N-ジメチルホルムアミド             |
| 四 イソペンチルアルコール                 | ※ 三十一 スチレン                    |
| (別名イソアミルアルコール)                | ※ 三十二 一・一・ニ・ニ-テトラクロルエタン       |
| 五 エチルエーテル                     | (別名四塩化アセチレン)                  |
| 六 エチレングリコールモノエチルエーテル          | ※ 三十三 テトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン) |
| (別名セロソルブ)                     | 三十四 テトラヒドロフラン                 |
| 七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート     | 三十五 一・一・一-トリクロルエタン            |
| (別名セロソルブアセテート)                | ※ 三十六 トリクロルエチレン               |
| 八 エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル     | 三十七 トルエン                      |
| (別名ブチルセロソルブ)                  | 三十八 二硫化炭素                     |
| 九 エチレングリコールモノメチルエーテル          | 三十九 ノルマルヘキサン                  |
| (別名メチルセロソルブ)                  | 四十 一-ブタノール                    |
| 十 オルト-ジクロルベンゼン                | 四十一 ニ-ブタノール                   |
| 十一 キシレン                       | 四十二 メタノール                     |
| 十二 クレゾール                      | ※ 四十三 メチルイソブチルケトン             |
| 十三 クロルベンゼン                    | 四十四 メチルエチルケトン                 |
| ※ 十四 クロロホルム                   | 四十五 メチルシクロヘキサノール              |
| 十五 酢酸イソブチル                    | 四十六 メチルシクロヘキサノン               |
| 十六 酢酸イソプロピル                   | 四十七 メチル-ノルマル-ブチルケトン           |
| 十七 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)        | 四十八 ガソリン                      |
| 十八 酢酸エチル                      | 四十九 コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)   |
| 十九 酢酸ノルマル-ブチル                 | 五十 石油エーテル                     |
| 二十 酢酸ノルマル-プロピル                | 五十一 石油ナフサ                     |
| 二十一 酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル) | 五十二 石油ベンジン                    |
| 二十二 酢酸メチル                     | 五十三 テレピン油                     |
| ※ 二十三 四塩化炭素                   | 五十四 ミネラルスピリット                 |
| 二十四 シクロヘキサノール                 | (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイト    |
| 二十五 シクロヘキサノン                  | トスピリット及びミネラルターペンを含む。)         |
| ※ 二十六 一・四-ジオキサン               | 五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物         |
| ※ 二十七 一・ニ-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)  |                               |

特定化学物質障害予防規則等が改正され、表の※印の10物質は有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます(平成26年11月1日施行、一部経過措置あり)

※ 有機溶剤作業主任者を修了して5年以上の方は、再教育を受ける努力義務が定められています。